

3. 悪臭

1) 現状

悪臭とはなんでしょう。私たちの周りにはさまざまなにおいがあふれています。パンの焼けるにおい、バラのにおい、潮風のにおい、イオウのにおい、生ごみのにおい、どぶ川のにおい…。いいにおいから嫌なにおいまでいろいろです。

このなかで、多くの人が嫌だ、不快だと感じるにおいを総称して悪臭と呼びます。一般的には悪臭によって頭痛や吐き気、食欲の不振などの身体的影響を引き起こす場合があると考えられています。

2014年の名古屋市の苦情処理件数のうち、悪臭に関する苦情は騒音、大気汚染について多く、全体の20%を占めています。

悪臭の原因もさまざまで、においの“もと”となる物質もさまざまです。国が定めた悪臭防止法には特定悪臭物質として、アンモニア（し尿臭）や硫化水素（腐った卵のようなにおい）、メチルメルカプタン（腐った玉ねぎのようなにおい）など22種類が指定されています。しかし、これら以外にも悪臭となるにおい物質は種類が多く、いろいろなにおい物質が複合することにより発生する場合があります。

2) 名古屋での取り組み

名古屋市では、国が定めた悪臭防止法に基づき、市の全域を規制地域に指定し、工場や事業所に対して規制や指導、立ち入り検査を実施しています。また、1985年に名古屋市悪臭対策指導基準を定め、悪臭対策を進めてきました。さらに、この指導基準を改訂し、環境保全条例において「悪臭指導指針」と位置付け嗅覚測定法による指導基準値を示しました。現在は、この指導基準値に基づく指導を実施しています。

その他、市南部地域での悪臭パトロールや、特定地域における悪臭調査も行っています。

3) 今後の課題

騒音・振動と同様に、悪臭も感覚公害であり、感じ方が人それぞれ異なっています。そして規制値など数字で評価することが困難な項目なので、適合の有無だけで解決することはできません。

まずはお互いを思いやる気持ちを持ち、決められた日時にごみを出す、ごみを燃やさないなど、身近な生活から気をつけてみてはいかがでしょうか。



悪臭ってどうやって測定するの？

においの測定方法には大きく分けて、分析機器による機器測定法と人の嗅覚を用いる嗅覚測定法の2通りがあります。

嗅覚測定法とは、人（パネル）の嗅覚によって『におい』の強さを数値化する方法です。臭気判定士は、臭気測定を管理・統括する責任者で国家資格です。



その他の環境問題

●光害

光害（ひかりがい・こうがい）とは、照明器具から漏れる光によって、まぶしさを感じたり、生き物や植物の生育に悪影響を与えることをいいます。

照明器具が対象としているものだけ照らさずに、光が周りに漏れていたりすると、

- ◆ 街灯の光が窓から室内に差し込んできて、室内の照明を消しても明るくて眠れない
- ◆ 車の運転中、ライトの光がまぶしくて事故を起こしそうだった
- ◆ 街灯に照らされているところだけ、植物が異常に成長した
- ◆ 空が明るすぎて、天体観測ができない

などの問題が起こります。

防犯上の観点やビルや公園などのライトアップ効果のため、街中にはたくさんの照明器具が設置されていますが、適切に設置されていないとこれらの問題を引き起こすおそれがあります。

対策としては、遮光板を設置する、照明をつける時間を必要最低限にする、照明器具の照度を下げる、といった方法があります。これらは光害対策の他に、省エネルギーとしての観点からも有効です。

●日照阻害

人が健康で快適な生活をおくるうえで、十分な日照を受ける権利のことを日照権といいます。名古屋市をはじめとして都市圏では次々と高層ビルが建設されていますが、そのために周辺住宅の日照が遮られてしまうという問題も起こっています。

そのため国では法律を改正し、ビルなどを建設する際に近隣の日照に影響が出ることが無いように規制を行いました。また、その程度に応じて裁判が開かれ、補償や工事差し止めなどが行われています。

●風害

風害とは、異常に強い風によって引き起こされる被害の総称です。風害にはビル風といって、特に高層ビル周辺で吹く局所的な風があり、ビル風によって突風が引き起こされたり、逆に風が弱まってしまうなどの影響が社会問題となっています。

●景観阻害

都市景観は、その都市に生活する市民の文化を最も端的に表現するものです。すぐれた都市景観は、都市の個性を生み、市民の心を豊かにし、そこに愛着と誇りを感じさせてくれます。

しかしながら、私たちの住む街には、電線が張り巡らされ、ネオンや看板、はり紙などがあちこちにみられるところもあります。これらは時に見るものに不快感を与えることがあります。

名古屋市では屋外広告物条例に違反しているはり紙、はり札、立て看板、のぼり旗等について、違反広告物パトロールや簡易除却活動を行うとともに、違反広告物追放推進団体及び推進員に除却権限を委任し自主的な活動を行っていただいています。